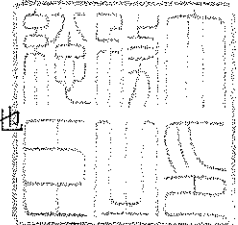




総政企第27号
平成20年1月21日

統計委員会委員長
竹内 啓 殿

総務大臣
増田 寛 也



諮問第5号

平成20年に実施される医療施設調査及び患者調査の計画について（諮問）

標記について、平成19年12月25日付け厚生労働省発統第1225003号及び厚生労働省発統第1225004号により厚生労働大臣から別添「医療施設調査の承認事項の一部変更について（承認申請）」及び「患者調査の承認事項の一部変更について（承認申請）」のとおり申請があったところ、その承認に当たり、統計法施行令（昭和24年政令第130号）第1条の3の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

医療サービス面から見た医療に関する統計の体系

医療に関する統計

医療施設

医療施設調査（指定統計第65号）

- 目的：①医療施設の分布及び整備の実態の把握
②医療施設の診療機能の把握
③医療施設を対象とする統計調査の母集団情報の提供
- 調査客体：病院（約8,900施設）、一般診療所（約10万1,500施設）及び歯科診療所（約6万9,000施設）
- 調査事項：【動態調査】診療科目、許可病床数 等
【静態調査】診療科目、設備、従事者の勤務状況、許可病床数 等
- 調査周期：動態調査は毎月（変更等のあった施設のみ）、静態調査は3年

全数調査

従事者

病院報告【従事者票】（承認統計）

- 目的：病院の従事者の状況を把握
- 調査対象：病院（約8,900施設）
- 調査事項：①医師及び歯科医師の数（常勤は実人員、非常勤は常勤換算）
②薬剤師、保健師、看護師等の数（実人員及び常勤換算）
③理学療法士、診療放射線技師等の数（常勤換算）
- 調査周期：毎年

医師・歯科医師・薬剤師調査（届出統計）※有資格者の数（実人員）を把握、2年周期

衛生行政報告例（届出統計）※看護師等の数（実人員及び常勤換算）を把握、2年周期

※他に、看護師等学校養成所入学状況及び卒業生就業状況調査により看護師等に関する調査等を行っている。

患者

患者調査（指定統計第66号）

- 目的：医療施設を利用する患者の傷病の状況等の把握
- 調査対象：病院（約7,000施設）、一般診療所（約6,000施設）及び歯科診療所（約1,500施設）で利用する患者（約330万人）
- 調査事項：傷病の状況 等
- 調査周期：3年

標本調査

国民生活基礎調査【健康票】（指定統計第116号）※通院している者について傷病名を把握

病院報告【患者票】（承認統計）

- 目的：病院等の患者の利用状況の把握
- 調査客体：病院及び療養病床を有する診療所
- 調査事項：在院患者数、新入院患者数、退院患者数 等
- 調査周期：毎月

受療行動調査（承認統計）

- 目的：患者の医療に対する認識や行動の把握
- 調査対象：患者調査の対象となる一般病院（約500施設）の患者（約18万人）
- 調査事項：待ち時間、診療時間、満足度 等
- 調査周期：3年

※他に、歯科疾患実態調査、国民健康・栄養調査、結核発生動向調査、感染症発生動向調査、院内感染対策サーベイランス、食中毒統計調査などにより、個別の疾患に関する調査等を行っている。

平成20年に実施される医療施設調査及び患者調査の改正内容

医療施設調査

目的	①医療施設の分布及び整備の実態を把握 ②医療施設の診療機能を把握 ③医療施設を対象とする統計調査の母集団情報の提供
----	---

主な調査事項	医療施設の施設名、所在地、開設者、診療科目、設備、従事者の数及びその勤務の状況、許可病床数、社会保険診療の状況、救急病院・診療所の告示の有無、診療及び検査の実施状況 等
--------	--

調査事項の主な改正内容

- ①医療制度改革大綱の推進事項の実施状況等の把握
 - ・「診療科目別の医師数」、「退院調整支援担当の有無」、「健診・保健指導の実施状況」、「禁煙外来の有無」、「緩和ケアの実施状況」、「療養病床に関連する病床数」等に関する調査事項の追加
- ②制度改正への対応
 - ・診療所の「許可病床数」について、「一般病床数」に関する調査事項の追加
 - ・「開設者の区分」及び「受動喫煙防止対策」に関する調査事項の選択肢の整理 等
- ③記入者負担の軽減
 - ・「医療施設の面積」、「介護老人保健施設等の併設状況」、「看護の実施状況（看護師の配置状況等を把握）」、「ホームページの開設状況」等に関する調査事項の削除 等

患者調査

目的	医療施設を利用する患者について、傷病の状況等の実態を地域別に把握
----	----------------------------------

主な調査事項	性別、生年月日、患者の住所、入院・外来の種別、受療の状況、診療費等支払方法、紹介の有無 等
--------	---

調査事項の主な改正内容

- ①医療制度改革大綱等への対応
 - ・「副傷病名」、「がん治療の有無」等に関する調査事項の追加 等
- ②制度改正への対応
 - ・「診療費等の支払方法」及び「病床の種別」に関する調査事項の選択肢の整理 等
- ③記入者負担の軽減
 - ・「心身の状況（療養病床における入院患者の自立の程度を把握）」、歯科診療に係る「外傷の原因」に関する調査事項の削除 等

諮 問 の 概 要

(平成20年に実施される医療施設調査及び患者調査の計画について)

I 医療施設調査の計画について

1 調査の目的等

医療施設調査（指定統計第 65 号を作成するための調査）は、全国の病院及び診療所（以下「医療施設」という。）の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得ることを目的としている。

医療施設調査は、昭和 23 年に行われた「施設面からみた医療調査」を前身として、昭和 28 年調査から指定統計第 65 号を作成するための調査となっている。

昭和 47 年調査までは毎年実施されていたが、昭和 48 年に調査方法の見直しが行われ、医療施設の開設、廃止等の報告により施設数、病床数等を把握する動態調査が毎月、全医療施設の詳細な実態を把握する静態調査が昭和 50 年以降 3 年ごとに実施されている。

2 医療施設調査の改正の趣旨

医療制度改革大綱（平成17年12月1日政府・与党医療改革協議会）の推進事項の実施状況等を把握するとともに、医療行政に関連する制度改革等への対応及び記入者負担の軽減を図るため、平成20年調査において調査事項の変更を行う。

3 改正内容

(1) 医療制度改革大綱の推進事項の実施状況等を把握するための調査事項の変更

医療制度改革大綱の推進事項として挙げられた「安心・信頼の医療の確保と予防の重視」及び「医療費適正化の総合的な推進」の実施状況等を把握するため、「静態調査・病院票」及び「静態調査・一般診療所票」について、「退院調整支援担当者の有無」、「健診・保健指導の実施状況」、「禁煙外来の有無」等に関する調査事項を追加する。

また、「静態調査・病院票」については、「診療科目別の医師数」、「緩和ケアの実施状況」、「療養病床に関連する病床数」等に関する調査事項を追加する。

(2) 制度改革等による調査事項の変更

医療法（昭和 23 年法律第 205 号）の改正（平成 19 年 1 月 1 日施行）による診療所の病床区分の見直しに対応するため、「静態調査・一般診療所票」について、「許可病床数」に関する調査事項に「一般病床」を追加する。

また、診療報酬改定に対応するため、「静態調査・病院票」、「静態調査・一般診療所票」等について、「受動喫煙防止対策」に関する調査事項に「敷地内全面禁煙」の選択肢を追加する。

加えて、地方独立行政法人の開設する医療施設が増加してきたことから、「静態調査・病院票」、「静態調査・一般診療所票」、「動態調査票」等について、「開設者」に関する調査事項の選択肢に「地方独立行政法人」を追加する。

(3) 記入者負担軽減の観点からの調査事項の削除

「静態調査・病院票」及び「静態調査・一般診療所票」について、大幅な経年変化が見られない「医療施設の面積」、「介護老人保健施設等の併設状況」等に関する調査事項を削除する。

また、「静態調査・病院票」について、他調査による把握が可能な看護師の配置状況等をみる「看護の実施状況」に関する調査事項を削除するとともに、「静態調査・病院票」、「静態調査・一般診療所票」等について、医療機能情報提供制度の開始により把握の必要性が低下した「ホームページの開設状況」等に関する調査事項を削除する。

II 患者調査の計画について

1 調査の目的等

患者調査（指定統計第66号を作成するための調査）は、医療施設を利用する患者について、その傷病の状況等の実態を明らかにし、医療行政の基礎資料を得ることを目的としている。

患者調査は、昭和 23 年に行われた「施設面からみた医療調査」を前身として、昭和 28 年調査から指定統計第 66 号を作成するための調査となっている。

昭和 58 年調査までは毎年実施されていたが、昭和 59 年に調査内容及び調査対象の見直しが行われ、昭和 59 年調査以降は 3 年ごとに、医療施設調査の静態調査と同時期に実施されている。

2 患者調査の改正の趣旨

医療制度改革大綱等及び医療行政に関連する制度改正等に対応するとともに、記入者負担の軽減を図るため、平成20年調査において調査事項の変更を行う。

3 改正内容

(1) 医療制度改革大綱及び「がん対策推進基本計画」に対応した調査事項の変更

医療制度改革大綱の推進事項に対応するため、「病院入院（奇数）票」、「病院外来（奇数）票」等について、生活習慣病を中心とした糖尿病等の「副傷病名」等に関する調査事項を追加する。

また、「がん対策推進基本計画」（平成 19 年 6 月閣議決定）を推進するための基礎資料を得るため、「病院退院票」及び「一般診療所退院票」について、放射線治療等の「がん治療の有無」に関する調査事項を追加する。

(2) 制度改正等による調査事項の変更

健康保険法（大正11年法律第70号）の改正等に対応するため、「病院入院（奇数）票」、「病院外来（奇数）票」等について、適用される保険等を把握する「診療費等の支払方法」に関する調査事項の選択肢の名称を変更する。

また、診療報酬改定に対応するため、「病院入院（奇数）票」及び「病院退院票」

について、「病床の種別」に関する調査事項の選択肢を変更する。

(3) 記入者負担軽減の観点からの調査事項の削除

「病院入院（奇数）票」及び「一般診療所票」について、他調査による把握が可能となった、療養病床における入院患者の自立の程度をみる「心身の状況」に関する調査事項を削除する。

また、「歯科診療所票」について、出現数の少ない「外傷の原因」に関する調査事項を削除する。

別添

平成 20 年に実施される医療施設調査及び患者調査

承認申請書類

別添 1－1 医療施設調査の承認事項の一部変更について（承認申請）

別添 1－2 医療施設調査要綱（案）

別添 1－3 医療施設調査調査票（案）

別添 2－1 患者調査の承認事項の一部変更について（承認申請）

別添 2－2 患者調査要綱（案）

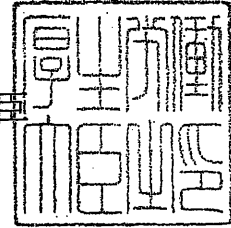
別添 2－3 患者調査調査票（案）

厚生労働省発統第1225003号

平成19年12月25日

総務大臣殿

厚生労働大臣



医療施設調査の承認事項の一部変更について（承認申請）

医療施設調査（指定統計第65号を作成するための調査）の承認事項を別紙のとおりとしたいので、統計法（昭和22年法律第18号）第7条第2項の規定に基づき承認申請します。

医療施設調査要綱（案）

第1 目的、事項、範囲、期日及び方法

1 目的

この調査は、病院及び診療所（以下「医療施設」という。）について、その分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得ることを目的とする。

2 事項

この調査は、医療施設静態調査（以下「静態調査」という。）及び医療施設動態調査（以下「動態調査」という。）の2種類とする。

（1） 静態調査は、別紙様式第1による調査票により次に掲げる事項について行う。

- ア 名称
- イ 所在地
- ウ 開設者
- エ 診療科目及び患者数
- オ 設備
- カ 従事者の数及びその勤務の状況
- キ 許可病床数
- ク 社会保険診療の状況
- ケ 救急病院・診療所の告示の有無
- コ 診療及び検査の実施の状況
- サ その他前各号に関連する事項

（2） 動態調査は、別紙様式第2による調査票により次に掲げる事項について行う。

ア 開設にかかもの

- （ア） 名称
- （イ） 開設年月日
- （ウ） 所在地
- （エ） 開設者
- （オ） 診療科目
- （カ） 許可病床数
- （キ） 従事者数
- （ク） 社会保険診療の状況
- （ケ） その他前各号に関連する事項

イ 変更にかかもの

- （ア） 名称
- （イ） 変更年月日
- （ウ） 診療科目
- （エ） 許可病床数

(オ) その他前各号に関連する事項

ウ 開設・変更以外のものにかかるもの

(ア) 名称

(イ) 処分等の年月日

(ウ) 処分等の種類

(エ) その他前各号に関連する事項

3 範囲

この調査で「医療施設」とは、医療法（昭和23年法律第205号）に定める病院及び診療所（同法第5条の規定により診療所とみなされたものを含む。）をいう。ただし保健所については除外する。

(1) 静態調査は、すべての医療施設について行う。

(2) 動態調査は、医療施設について、開設・変更又は開設・変更以外のもののあったものについて行う。

(3) この調査で「開設」とは、次に掲げる医療施設についてその区分に掲げるものをいう。

ア 病院

医療法施行令（昭和23年政令第326号。以下「令」という。）第4条の2第1項に基づき開設後の届出をしたもの

イ 診療所

(ア) 医療法第8条に基づき開設の届出をしたもの

(イ) 上記アにかかるもの

(4) この調査で「変更」とは、次に掲げる医療施設について、その区分に掲げるものをいう。

ア 病院

(ア) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「施行規則」という。）第1条の14第1項第14号に掲げる事項について医療法第7条第2項に基づき変更の許可を受けたもの若しくは令第4条第1項に基づき変更の届出をしたもの又は施行規則第1条の14第1項第2号若しくは第4号に掲げる事項について令第4条第1項に基づき変更の届出をしたもの

(イ) 医療法第4条第1項に基づく地域医療支援病院の承認を受けたもの又は同法第29条第3項に基づく地域医療支援病院の承認の取り消しを受けたもの

(ウ) 救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第2条に基づき告示されたもの

イ 診療所

施行規則第1条の14第1項第14号に掲げる事項について医療法第7条第2項に基づき変更の許可を受けたもの若しくは令第4条第1項若しくは第3項に基づき変更の届出をしたもの、施行規則第1条の14第5項第3号に掲げる事項に

ついて同法第7条第3項に基づき設置若しくは変更の許可を受けたもの若しくは令第4条第2項に基づき変更の届出をしたもの又は施行規則第1条の14第1項第2号に掲げる事項について令第4条第1項若しくは第3項に基づき変更の届出をしたもの

- (5) この調査で「開設・変更以外のもの」とは、次に掲げる医療施設についてその区分に掲げるものをいう。

ア 病院

(ア) 医療法第8条の2第2項に基づき休止若しくは再開の届出をしたもの若しくは同法第9条第1項に基づき廃止の届出をしたもの又は同条第2項に基づき死亡若しくは失_{せう}の届出をしたもの

(イ) 医療法第29条第1項第2号から第4号までに該当する場合において同項に基づく開設許可の取り消しを受けたもの

イ 診療所

上記アに同じ

4 期日

- (1) 静態調査は、昭和50年を最初の調査年とし、以後3年目ごとの各年の厚生労働大臣の定める日現在によって行う。ただし、厚生労働大臣が必要と認めた場合には、その中間の時期において臨時の静態調査を行うことができる。

- (2) 動態調査は、開設・変更又は開設・変更以外のものがあった都度行う。

5 方法

- (1) 静態調査

ア 医療施設の管理者

医療施設の管理者は、調査日現在の事実について、調査票に所定の事項を記入し、保健所長に提出する。

イ 保健所長

保健所長は、医療施設に対して調査票の配布及び調査の趣旨の徹底を図り、医療施設の管理者から受理した調査票についてはその内容を審査整理し、都道府県知事に提出する。ただし、地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項の規定に基づく政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）の市長又は特別区の区長の所管区域内の医療施設に係る調査票の提出については、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長を経由して行うものとする。

ウ 保健所を設置する市の市長又は特別区の区長

保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は保健所長から受理した調査票についてはその内容を審査整理し、都道府県知事に提出する。

エ 都道府県知事

都道府県知事は、保健所長及び保健所を設置する市の市長又は特別区の区長から提出された調査票を審査整理して厚生労働大臣に提出する。

- (2) 動態調査

保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、その所管区域内の診療所につ

いて開設・変更又は開設・変更以外のものがあった都度調査票に所定の事項を記入し、毎月1日から月末までの分をとりまとめ、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出する。

都道府県知事は、その所管区域内の医療施設について開設・変更又は開設・変更以外のものがあった都度調査票に所定の事項を記入し、毎月1日から月末までの分をとりまとめ、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長から提出された調査票とともに翌月20日までに厚生労働大臣に提出する。

- (3) 上記(1)、(2)において調査票に代えて電磁的記録による提出も可能とする。なお(2)においては電子情報処理組織による提出も可能とする。

第2 集計事項及び集計方法

1 集計事項

医療施設調査結果表に掲げる事項とする。

2 集計方法

厚生労働省大臣官房統計情報部において、機械集計の方法によって行う。

第3 結果の公表の方法及び期日

1 静態調査の結果は、集計完了後すみやかに報告書として公表する。

2 動態調査の結果は、集計完了後すみやかに毎月分を公表するとともに静態調査の結果に動態調査の結果のうち必要と認める結果を順次加減して毎月公表する。

第4 関係書類の保存期間及び保存責任者

厚生労働省大臣官房統計情報部長は、作成し又は受領した関係書類等を次の表の区分により保存する。

関係書類等	保存期間	保存責任者
調査票等	1年間	厚生労働省大臣官房統計情報部長
調査票及び結果原表を収録した磁気媒体	永年	厚生労働省大臣官房統計情報部長